

国際生物多様性年 (IYB : International Year of Biodiversity) について

1. 背景

平成 18 年の生物多様性条約 (CBD) 第 8 回締約国会議の勧告に従い、同年 12 月の国連第 61 回総会において、2010 年を国連が定める国際年 (※)「国際生物多様性年」として宣言するとともに、CBD 事務局を同年の担当窓口として特定。

(※) 国際年 (International Year) とは、国連総会において採択・決議されるもので、特定の事項に対して特に重点的問題解決を、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるための期間のこと。

(例) 2009 年 : 世界天文年、国際天然繊維年、国際和解年
2010 年 : 国際生物多様性年、文化の和解のための国際年
2011 年 : 国際森林年

2. 目的

- 生物多様性の重要性—人類にとっての重要性を含む—および生物多様性の保全と持続可能な利用、また生物多様性の利用から生じる利益の衡平な配分を確実に実現する上で生物多様性条約が果たす役割に関する認識を高めること。
- 条約の 3 つの目的 (生物の多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分) を達成するために、条約の実施および協調的な取組みへのあらゆる主体と利害関係者の参加を促進すること。

全ての国連加盟国は、上記目的達成のため、国家的な委員会を設置するとともに、国際生物多様性年に関連した式典等イベントを挙行すること等が奨励されている。

3. CBD 事務局等国際機関における国際生物多様性年に向けた作業

- オープニングやクローズングイベント等、各種式典等の開催呼びかけ
- 国際生物多様性年ロゴ及びスローガンの制作 (CBD 事務局 : 9 月 14 日発表済)
- 国際生物多様性年名誉大使の選定 等

(国際生物多様性年ロゴマーク及びスローガン)



(英 語) Biodiversity is life. Biodiversity is our life.
(日 本 語) 生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし

4. 環境省における国際生物多様性年に向けた取組

上記のとおり、国連は、各国に対して、多様な主体が参画する国内委員会の設置や記念シンポジウム等各種行事の実施を奨励しているほか、COP10 議長国である我が国は、2010年9月に開催予定の国連総会ハイレベル会合において、IYBの推進に関する報告を実施することが要請されている。

このような要請等を受け、環境省においては、日本国内におけるIYB国内委員会の設置・運営、「国際生物多様性の日」（5月22日）記念イベントの開催など各種普及啓発事業の展開、IYBクロージング（閉年）式典（於：石川県金沢市）等の取組を進める予定である。